

教育・保育提供区域の設定について（検討資料）

1. 教育・保育提供区域の概要

Q：教育・保育提供区域とは？

A：教育・保育提供区域（以下、「提供区域」という。）とは、市町村内において、子ども子育て支援法（以下、「支援法」という。）にかかる教育・保育事業（※）を提供する上で基礎となる区域のことです。

（参考）

支援法第 61 条第 2 項で、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案して、「教育・保育提供区域」を設定し、事業量の見込みや提供体制の確保の内容などを定めることとされています。

※ここでいう教育・保育事業は、特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、地域子ども・子育て支援事業（13 事業）のことを指します。

Q：提供区域を設定する意味は？

A：提供区域は、身近な地域で希望するサービスを利用しやすくする提供体制の確保のために、新たに市町村が定めるもので、市町村にとって地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲になります。

運用にあたり、次の事項が定められています。

- ①提供区域は、教育・保育事業に共通の区域設定が基本。
- ②ただし、施設状況や利用実態に応じて、「子どもの認定区分（※）ごとの設定」「地域子ども・子育て支援事業ごと（13事業のうち、11事業）の設定」も可能。
- ③提供区域は、教育・保育事業を認可する際の需給調整の判断基準となる。
- ④教育・保育の利用を希望しても供給量が不足する（＝利用できない）提供区域において、新たに教育・保育事業への参入申請があれば、原則として市町村は認可しなければならない。
- ⑤施設や事業の利用については、提供区域内での利用が原則。ただし、区域外の施設・事業の利用も可能。

※支援法 19 条等では、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）した上で給付を支給する仕組みとなります。

1号認定	2号認定	3号認定
3歳以上・教育のみ	3歳以上・保育あり	0～2歳・保育あり
主に幼稚園	主に保育所、認定こども園	保育所、認定こども園、地域型保育

2. 提供区域ごとに定める事項

支援法 61 条に基づき、計画では「教育・保育提供区域ごと」「年度ごと」に、施設・事業ごとのニーズ量の見込みと、実施しようとする施設・事業の提供量（提供体制の確保の内容）・実施時期を定めることとされています。

計画には次のように掲載する予定です。

計画書の記載イメージ

教育・保育提供区域ごとに下の表を作成する必要があります。仮に行政区を選択すると、12区域分の作成を要します。

以下の認定区分ごとに記載
 3～5歳・教育のみ（1号）
 3～5歳・保育あり（2号）
 0～2歳・保育あり（3号）

計画期間の5年間について、年度ごとに量の見込みと確保内容を示す必要があります。

量の見込み・確保内容・実施時期 イメージ			1年目			2年目			...	5年目			
			3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性 あり	0-2歳 保育の必要性 あり	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性 あり	0-2歳 保育の必要性 あり		3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性 あり	0-2歳 保育の必要性 あり	
A区域	①	量の見込み (保育利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	...	300人	200人	200人	
	②	確保の内容 (認定こども園、幼稚園、保育園)	教育・保育施設	300人	200人	80人	300人	200人		150人	300人	200人	180人
			地域型保育事業	—	—	20人	—	—		30人	—	—	30人
	②-①		0	0	▲100人	0	0	▲20人		0	0	10	
B区域	①	量の見込み (保育利用定員総数)	200人	220人	180人	200人	220人	180人	...	200人	220人	180人	
	②	確保の内容 (認定こども園、幼稚園、保育園)	教育・保育施設	200人	220人	100人	200人	220人		130人	200人	220人	130人
			地域型保育事業	—	—	50人	—	—		50人	—	—	50人
	②-①		0	0	▲30人	0	0	0		0	0	0	

(子ども・子育て支援事業)

		地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	...	5年目
A区域	①	量の見込み	200人(2か所)	200人(2か所)	...	200人(2か所)
	②	確保の内容	200人(2か所)	200人(2か所)		200人(2か所)
	②-①		0	0		0

3 区域数と提供区域の広さに関する特徴

区域数 (区域面積)	特 徴
区域数が少ない (区域が広い)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域的な利用が見込まれるため、市民の通勤等の実態を踏まえた施設・事業の整備が可能となる。 ○ 区域外の利用者が少なくなるため、設定された区域内のニーズと利用実態が概ね一致する。 ○ 区域面積が広いため、施設を広域的な観点で配置でき、効率的な整備が図れる。 ○ 一時的な需要の増減に対して調整しやすい。 ○ 広範囲の児童を柔軟に受け入れられるため、施設運営が安定する。 ○ 区域面積が広いため、自宅から施設までの距離が遠くなる場合がある。また、需要が見込めないエリアでは、施設の整備がされにくい可能性がある。
区域数が多い (区域が狭い)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区域面積が狭いため、施設・事業が充実される可能性があり、利用者にとって利便性が高まる。 ○ 区域内において発生した一過性の需要の増減等に対して、柔軟に対応できない可能性がある。 ○ 現実的には区域を超えた利用者も見込まれるため、ニーズと利用実態が合わなくなる可能性がある。 ○ 施設運営が区域の児童数に左右され、長期的には必要以上に施設・事業が配置される可能性がある。

表に示したように、区域数が少ない（区域が広い）場合は、サービスの種類によっては利用者からみた利便性にやや欠ける面がありますが、多様なサービスが選択できることとなります。一方で、区域数が多い（区域が狭い）場合は、市全体の需要に対して、施設整備やサービス提供の面で、柔軟な対応が取りにくくなる場合があります。

4. 想定される提供区域パターン

国では、小学校区、中学校区、行政区などを提供区域の範囲として想定しています。本市では、これらに加えて、保護者や子どもにとっての利便性や、需要予測に対応できる提供体制の確保、地域特性などの視点も踏まえ提供区域を検討することとします。

上記の視点に加えて、地域特性や施設状況などを考慮すると、本市では次のような提供区域が想定されます。

	小学校区	人口 (H25.4.1)	内就学前児童	中学校区	4 区域	3 区域	2 区域	1 区域
地区	富田林	7,848	349	第一	北 人口 33,593 児童 1,458	第 1 人口 33,593 児童 1,458	東 人口 68,014 児童 2,733	富田林市 人口 117,520 児童 5,122
	新堂	10,576	454					
	喜志	9,484	413	喜志				
	喜志西	5,685	242					
	大伴	8,618	371	第三				
	東条	3,189	91					
	彼方	7,933	218					
	川西	7,752	352	第二	南東 人口 34,421 児童 1,275	第 2 人口 34,421 児童 1,275		
	錦郡	6,929	243					
	伏山台	5,533	302	金剛				
	寺池台	8,479	516					
	久野喜台	7,657	347	葛城	金剛 人口 26,951 児童 1,370	第 3 人口 49,506 児童 2,389		
	高辺台	5,282	205					
	藤沢台	8,592	392	藤陽			金剛東 人口 22,555 児童 1,019	
	向陽台	8,617	422					
小金台	5,346	205	明治池					

5. 教育・保育提供施設の状況

本市で想定される提供区域パターンごとの主な教育・保育提供施設の現在の状況は下表のとおりとなっています。

	小学校区	4区域	3区域	2区域	1区域	幼稚園		保育所		子育て支援拠点		一時 保育	認可外 保 育	
						私	公	私	公	ひろば	センター			
地区	富田林	北	第1	東	富田林市		1	1	1					
	新堂						1	1	1			2		
	喜志						1	1		1				
	喜志西					1	1	1		1	1			
	大伴	南東	第2						1	1				
	東条								1					
	彼方						2		1					
	川西						1	1		1				
	錦郡		1	1		1								
	伏山台	金剛	第3	西			1							
	寺池台				1			1	1					
	久野喜台				1	1	1				1			
	高辺台					1								
	藤沢台	金剛東						1				1		
	向陽台		1				1							
	小金台		1	1	1			1	1					

6. 提供区域（事務局案）

今後の教育・保育事業を実施する上で最も懸念されることは、同じ市域内でありながら区域によって供給不足と供給過多が生じた場合です。

支援法では基準等の条件を満たす参入申請が提出された場合には、原則として「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合」以外は認可するとされているため、他の区域で供給過多である場合でも、その区域には新たに認可することになります。

特に保育所の場合、設置認可申請の対象事業者は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人等の多様な事業主体の参入が可能とされたことから、既存施設との不調和、過当競争、施設の乱立などの可能性をできる限り小さくするように提供区域を設定する必要があります。

現段階では、提供区域は次のように考えています。

提供区域（案）

- ① 基本となる提供区域は、「1区域」とする。（基本型）
- ② 地域子ども・子育て支援事業として示されている13事業のうち、下記①～⑪までの11事業の提供区域は基本形とするが、
⑪学童クラブ事業については、現在の施設状況や小学校からの一貫性を踏まえて、現状どおり各小学校で実施する。
（⑫・⑬については、対象が限定されるため提供区域の適用外とする。）

事業	考え方
① 利用者支援に関する事業	本市では教育・保育施設の活動の一環であるため、基本型とする。
② 地域子育て支援拠点事業	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
③ 妊婦に対して健康診査を実施する事業	現状どおり、市内全域とする。

④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん）	現状どおり、市内全域とする。
⑤ 養育支援訪問事業	現状どおり、市内全域とする。
⑥ 子育て短期支援事業	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
⑦ 子育て援助活動支援事業	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
⑧ 一時預かり事業	本市では教育・保育施設での利用となるため、基本型とする。
⑨ 時間外保育事業	通常利用する施設等での利用が想定されるため、基本型とする。
⑩ 病児・病後児保育事業	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
⑪ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	現状どおり、各小学校で実施する。
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	